

徳島県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和二年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 3	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		神山川島	吉野川市美郷字中谷三五番三 地先から 同 三四番三 地先まで	一六〇・〇	令和二年九月十一日